

南 区公告 第 173 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第143条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 12 日

横浜市南区長 高澤 和義

送達を受けるべき者	氏名又は名称	小澤 榮喜
送達する書類名	介護保険料等還付通知書	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

南 区公告 第 174 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第143条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 12 日

横浜市南区長 高澤 和義

送 達 を 受 け る べ き 者	氏名又は 名 称	中山 正彦 田辺 正昭
送 達 す る 書 類 名	介護保険料等還付通知書	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から 起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

南 区公告 第 175 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、介護保険法第143条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 12 日

横浜市南区長 高澤 和義

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	諏訪 キクエ 小屋畑 嘉久
送達する 書 類 名	介護保険料等還付通知書	
(注意)		
地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

南 区公告 第 176 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地にない）ので、介護保険法第143条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 8 月 12 日

横浜市南区長 高澤 和義

送 達 を 受 け る べ き 者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送 達 す る 書 類 名	介護保険料等還付通知書	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

No.	
1	市川 キク
2	瀧口 弘
3	川又 壽恵男
4	松井 修
5	明田 俊司
6	市川 孝治
7	関 時則
8	増田 和男
9	張 桂
10	秋山 尚之